

監察規程

平成7年6月28日
本部訓令第9号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、監察について必要な事項を定めるものとする。

(監察の目的)

第2条 監察は、業務の運営状況及び警察職員（以下「職員」という。）の服務の実態を調査把握し、業務運営の適正化を図るとともに、厳正な規律を確立し、民主的かつ能率的な警察運営に資することを目的とする。

第2章 監察の種類等

(監察の種類)

第3条 監察の種類は、業務監察及び服務監察とする。

- 2 業務監察は、業務運営の実態を総合的かつ具体的に把握するため行う監察をいう。
- 3 服務監察は、職員の服務の実情を明らかにするため、服務一般又は服務上の個々の事案について行う監察をいう。

(実施方法)

第4条 監察は、実施方法により、定期監察、随時監察及び特別監察に区分する。

- 2 定期監察は、業務監察及び服務監察について定期的に行うものをいう。
- 3 随時監察は、業務監察又は服務監察について随時に行うものをいう。
- 4 特別監察は、警察本部長（以下「本部長」という。）又は警務部長が特に命ずる所属、職員及び事項について業務監察又は服務監察を行うものをいう。

(監察担当官)

第5条 監察を実施する者（以下「監察担当官」という。）は、警務部首席監察官（以下「首席監察官」という。）、監察を所掌する警務部参事官、警務部監察官室長及び警務部監察官とする。

(監察担当官の職務)

第6条 監察担当官は、本部長又は警務部長の命を受け、この規程に定めるところにより監察を行うものとする。

- 2 監察担当官は、必要があると認めるときは職員に対して資料の提出を要求し、説明を求め、又は指定する日時及び場所に出頭を求めることができる。ただし、特別の理由がある場合のほかは、当該所属長に通知するものとする。
- 3 監察担当官は、監察の実施上必要があると認めるときは、所属長に対して資料の提出及び説明を求め、又は会議を招集して指示及び調査を行うことができる。

(監察従事員)

第7条 監察に従事する者（以下「監察従事員」という。）は、原則として警務部監察官室に勤務する警察官とする。

- 2 監察担当官は、監察を行うため特定の業務について専門的知識が必要であると認めるとき

は、当該業務を主管する部長（以下「主管部長」という。）に対して監察従事員の差し出しを求めることができる。この場合において、主管部長は、当該業務に応じた適任者を差し出さなければならない。

3 監察担当官は、通信関係業務の監察を行う場合において、必要があると認めるときは、近畿管区警察局兵庫情報通信部の課長補佐以上の職員に協力を求めるものとする。

（担当方面）

第8条 本部の所属及び警察署を、別に定めるところにより方面に区分する。

2 監察担当官は、警務部長が指定する方面において、監察の事務を行う。

（所属長の協力）

第9条 所属長は、所掌事務について監察実施上参考となる事項を監察担当官に連絡する等監察が円滑適正に行われるように協力しなければならない。

第3章 監察の実施

第1節 定期監察

（実施基準）

第10条 定期監察は、警察署を対象に、それぞれの業務について、おおむね2年に1回行うものとする。

（実施計画）

第11条 警務部長は、毎年度、次に掲げるところにより、定期監察の種類ごとに定期監察実施計画を作成し、本部長の承認を受けるものとする。

(1) 業務監察は、実施対象業務、実施項目、実施対象警察署及び実施時期について定めること。

(2) 服務監察は、実施項目、実施対象警察署及び実施時期について定めること。

第12条及び第13条 削除

（実施通知）

第14条 警務部長は、定期監察の実施日時、実施対象業務、監察担当官及び実施項目を実施日のおおむね1箇月前までに定期監察実施通知書（様式第1号）により、実施対象警察署の長（以下「実施対象警察署長」という。）に通知するものとする。

第15条 削除

第16条 監察担当官及び監察従事員は、実施日までに実施対象警察署の業務推進の実態等を的確に把握して、監察の実効を期さなければならない。

第17条 削除

（結果報告）

第18条 監察担当官は、定期監察の実施結果を実施日からおおむね20日以内に本部長に報告するものとする。

（実施結果の通知及び通報）

第19条 警務部長は、定期監察の実施結果を定期監察実施結果通知書（様式第2号）により、実施対象警察署長に通知するものとする。この場合において、業務監察の実施結果については、主管部長に通報しなければならない。

（実施対象警察署長の措置）

第20条 前条に規定する通知を受けた実施対象警察署長は、改善事項があるときは、速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置状況を定期監察改善事項措置状況報告書（様式第3

号)により、監察担当官を経由して本部長に報告するものとする。この場合において、改善事項がある対象業務ごとに、主管部長に報告しなければならない。

第2節 随時監察

(実施計画)

第21条 警務部長は、毎年度、随時監察の種類ごとに、実施項目、実施対象所属及び実施時期を定めた随時監察実施計画を作成し、本部長の承認を受けるものとする。

(結果報告)

第22条 監察担当官は、随時監察の実施結果について、毎年度少なくとも一回、本部長に報告するものとする。ただし、早急に業務の改善その他の措置を執ることが必要と認められる場合については、その都度報告するものとする。

(実施結果の通知及び通報)

第23条 警務部長は、随時監察を実施した結果、特に改善を要すると認める事項については、随時監察実施結果通知書(様式第4号)により、実施対象所属の長(以下「実施対象所属長」という。)に通知するものとする。この場合において、当該随時監察が業務監察であるときは、主管部長に通報するものとする。

(実施対象所属長の措置)

第24条 前条に規定する通知を受けた実施対象所属長は、速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置状況を随時監察改善事項措置状況報告書(様式第5号)により、監察担当官を経由して本部長に報告するものとする。この場合において、当該随時監察が業務監察であるときは、主管部長に報告しなければならない。

第3節 特別監察

(実施要領)

第25条 特別監察は、服務規律の実態、随時監察の実施結果その他の業務上又は服務上の必要性を総合的に判断し、本部長又は警務部長が必要と認める所属、職員及び事項について行うものとする。

第26条 削除

(実施計画)

第27条 監察担当官は、本部長又は警務部長が特別監察の実施を命じた場合は、速やかに実施日時、実施項目及び実施要領を定めた特別監察実施計画を作成するものとする。

(実施通知)

第28条 警務部長は、特別監察を実施するときは、実施日時、実施項目等について特別監察実施通知書(様式第6号)により、実施対象所属長に通知するものとする。

第29条 削除

(結果報告)

第30条 監察担当官は、特別監察を実施したときは、速やかに、その結果を本部長に報告するものとする。

(実施結果の通知及び通報)

第31条 警務部長は、特別監察実施後、速やかに、実施結果を特別監察実施結果通知書(様式第7号)により、実施対象所属長に通知するものとする。この場合において、当該特別監察が業務監察であるときは、主管部長に通報するものとする。

(実施対象所属長の措置)

第32条 前条に規定する通知を受けた実施対象所属長は、改善事項があるときは、速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置状況を特別監察改善事項措置状況報告書（様式第8号）により、監察担当官を経由して本部長に報告するものとする。この場合において、当該特別監察が業務監察であるときは、主管部長に報告しなければならない。

第4章 監察担当官等の心得

（監察実施上の留意事項）

第33条 監察を実施するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 関係者の人権に配慮すること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。
- (5) 秘密を厳守すること。

第5章 公安委員会への報告

（監察実施計画の作成等）

第34条 本部長は、第11条及び第21条の規定により警務部長が作成した定期監察実施計画及び随時監察実施計画を取りまとめ、監察実施計画（監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）第2条第1項に規定する監察実施計画をいう。）を作成するものとする。

2 本部長は、年度開始前に、当該年度の監察実施計画を公安委員会に報告するものとする。

（監察実施状況の報告）

第35条 本部長は、定期監察、随時監察及び特別監察の実施の状況を毎年度少なくとも一回、公安委員会に報告するものとする。ただし、速やかに報告することが必要なものについては、その都度報告するものとする。

第6章 補則

（細目的事項）

第36条 この規程の実施に関し必要な細目は、警務部監察官室長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成7年6月1日から施行する。

附 則 （平成12年6月22日 本部訓令第5号）

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則 （平成16年12月22日 本部訓令第19号）

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。

附 則 （平成22年2月22日 本部訓令第2号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年6月28日 本部訓令第5号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。